

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽生市長 河田 晃明

|                   |                                |  |
|-------------------|--------------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 羽生市<br>( 11216 )               |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 発戸(基盤整備実施)地区<br>(原、上村第一、西原、向原) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月2日<br>(第2回)             |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <p>1. 平成27～29年にほ場整備事業(埼玉型)を実施し、農地の集積・集約が進んでいる<br/>2. 70歳以上の割合が約52%を占めており高齢化が進んでいるが、地区内における担い手が決められていることから、地域の実情に合わせてその者への集積・集約を進める<br/>3. 多面的機能支払交付金事業を活用している(組織名: 蛭すむ発戸の環境を守る会)</p> <p>【地域の基礎的データ】<br/>農業者17名(うち担い手4名)<br/>主な作物: 水稻</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|   |
|---|
| <p>1 主要作物は水稻<br/>2 地域の実情に合わせて、決められた担い手に農地集積・集約を行う<br/>3 ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う<br/>4 地域内における定期的な話し合いの場を設け、地域農業の現状の把握・共有を行う<br/>5 多面的機能支払交付金事業を継続して活用していく</p> |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 41.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 41.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|  |
|--|
| <p>農業振興地域内における「現況農地(一般田・一般畑)」を地域計画対象農地とする。<br/>※農業振興地域外の農地・現況地目が農地ではない農地・開発予定区域内の農地は、地域計画策定範囲に含まない</p> |
|--|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 引き続き農地中間管理事業を活用して、地域の実情に合わせた担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 引き続き農地中間管理事業を通じた農地貸借を行う。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 【実施済み】<br>埼玉型ほ場整備事業(H27～29)  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 加須農林振興センター及び市町村において新規就農相談を受けた際には、地元農業者と連携して農地の斡旋や指導者の選定、アフターフォローを行うなど、地域一体となって新規就農者の定着に取り組む。<br>また、行政機関及びJAで行っている就農支援の周知・PRを行い、市内外問わず若年層や定年退職者など多様な経営体(農業を担う者)の確保・育成を図る。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 水稲・麦の病害虫防除については、農業者の任意でJAに委託することが可能。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |   |                                  |                               |                               |
|------------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う。